

(案)

第5期水源環境保全・再生かながわ県民会議への引継書

平成29年3月29日

水源環境保全・再生かながわ県民会議

座長 田 中 充

目 次

はじめに	1
1 水源環境保全・再生かながわ県民会議.....	2
2 施策調査専門委員会	4
3 市民事業専門委員会	7
4 事業モニターチーム	10
5 県民フォーラムチーム	22
6 コミュニケーションチーム	26
《付 録》	
○ 会議開催状況	
・水源環境保全・再生かながわ県民会議開催状況.....	付-1
・施策調査専門委員会開催状況.....	付-3
・市民事業専門委員会開催状況.....	付-6
○ 各種要綱	
・水源環境保全・再生かながわ県民会議設置要綱.....	付-10
・水源環境保全・再生かながわ県民会議施策調査専門委員会設置要綱.....	付-12
・水源環境保全・再生かながわ県民会議市民事業専門委員会設置要綱.....	付-13
・水源環境保全・再生かながわ県民会議四者協議会設置要綱.....	付-14
○ 県民会議の活動に関する所感.....	付-15

はじめに

水源環境保全・再生かながわ県民会議は、平成19年4月に設置されて以来、水源環境保全・再生施策について、県民の立場から、施策の点検・評価や、市民事業等への支援などに関する報告・提言を県に行うとともに、県民に対する普及・啓発や情報提供など、様々な活動を実施してまいりました。

これらの活動については、第1期～第4期県民会議委員の協力により、これまで多くの成果を挙げる一方で、今後検討すべき課題もあります。

そこで、第4期県民会議では、委員の任期満了（平成29年3月末）にあたり、この3年間の取組成果や今後の課題、懸案事項等を整理し、第5期県民会議への引継書として取りまとめました。

第5期県民会議委員におかれましては、引継内容を参考に、新体制による県民会議の円滑な運営に役立ていただくようお願い申し上げます。

1 水源環境保全・再生かながわ県民会議

(1) これまでの成果

水源環境保全・再生施策について、計画・評価・見直しの各段階に県民意見を反映し、県民が主体的に事業に参加し、県民意見を基盤とした施策展開を図るため、平成19年4月に県が「水源環境保全・再生かながわ県民会議」を設置した。

【第1期委員（平成19,20年度）】

有識者、関係団体、公募委員各10名、計30名の体制でスタート。活動方針を定め、県民参加の仕組みづくりのための体制を整備した。

【第2期委員（平成21～23年度）】

「次期（第2期）かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画に関する意見書」を取りまとめ、知事に提出した。

また、第1期実行5か年計画の課題と対応方向についてワーキンググループを設置して、検証を行った。

【第3期委員（平成24,25年度）】

有識者9名、関係団体5名、公募委員10名の計24名の新たな体制でスタート。

第2期実行5か年計画の満了時を見据え、全体計画の前半10年間における施策の総合的な評価の進め方や評価体系について検討を開始した。

【第4期委員（平成26～28年度）】

施策の総合的な評価について引き続き検討を行い、「総合的な評価（中間評価）報告書」として取りまとめ、知事に提出した。

さらに、この総合的な評価の結果に基づき、「次期（第3期）かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画に関する意見書」を取りまとめ、知事に提出した。

※ 詳細な成果や活動については、各委員会やチームのページにて記載している。

(2) 課題

① 会議の在り方・進め方について

前述のとおり、第4期県民会議では、各委員会やチームが精力的に議論を行い、中間評価や次期（第3期）計画への意見書を取りまとめるなど、大きな成果を上げた。

一方で、県民会議の場では、各委員会やチームからの報告事項が多く、委員が施策の内容を議論しあうには、十分な時間が取れていなかったとの声もあった。

そこで、施策の後半10年を迎え、より議論を深化させるため、各委員会やチームの所掌事項については、基本的にはそこに任せ、それぞれ議論が必要と考えることに絞って県民会議で報告し、意見交換の時間を確保するなど、会議の進め方を工夫する必要がある。

② 施策懇談会（仮称）の開催について

水源環境の保全・再生の点検・評価を行う上で、全ての委員が専門的なことなどを全て熟知している必要は必ずしもないが、基本的事項の共通認識を持った上で議論することで理解が深まり、施策に対してよりの確に意見を述べる事が出来る。

こうしたことから、第4期県民会議では、中間評価の取りまとめに際して委員相互の意見交換や個別テーマに関する勉強会を目的とした施策懇談会を開催する取組を行ってきた。

施策開始から10年が経過し、事業の成果が現れてきつつある一方で、新たな課題も出てくるなど、施策を巡る状況は複雑化してきており、その状況を把握することがだんだんと難しくなっている。

そこで、次期県民会議では、これまでの取組を踏まえ、委員の共通認識を醸成する上で有効なこうした懇談会等の取組に、さらなる工夫を加えて実施することが望まれる。

2 施策調査専門委員会

(1) これまでの成果

施策調査専門委員会は、施策の進捗や効果を把握するための指標・方法の検討、施策の点検・評価の実施及びそれらの県民への情報提供に関することを所掌事項とし、学識経験者を委員として平成19年5月に発足した。

年度	取組成果等
19	<ul style="list-style-type: none">○ 専門委員会は公開とするとともに、公募委員等他の県民会議委員をオブザーバとして加え、多面的に意見形成を図った。○ 各特別対策事業と最終目標である「良質な水の安定的確保」の効果を評価する道筋を「各事業の評価の流れ図（構造図）」として整理した。○ 県が施策の実施効果を評価するために行う「水環境モニタリング調査」や個別事業のモニタリング調査の手法等について、専門的立場から意見を述べ、修正を加えた。
20	<ul style="list-style-type: none">○ 公募委員が主体となり実施した事業モニターに際して、事業現場において専門的見地から説明等を行った。○ 平成19年度事業実績を対象に特別対策事業の点検を行い、点検結果報告書原案を作成し、県民会議に提案した。県民会議は、これを取りまとめ、知事に提出した。
21	<ul style="list-style-type: none">○ 平成20年度事業実績を対象に特別対策事業の点検を行い、点検結果報告書原案を作成し、県民会議に提案した。県民会議は、これを取りまとめ、知事に提出した。○ 第2期実行5か年計画に関する意見について検討した。
22	<ul style="list-style-type: none">○ 平成21年度事業実績を対象に特別対策事業の点検を行い、点検結果報告書原案を作成し、県民会議に提案した。県民会議は、これを取りまとめ、知事に提出した。○ 第2期実行5か年計画に関する意見を取りまとめ、意見書案として県民会議に提示した。
23	<ul style="list-style-type: none">○ 平成22年度事業実績を対象に特別対策事業の点検を行い、点検結果報告書原案を作成し、県民会議に提案した。県民会議は、これを取りまとめ、知事に提出した。○ 森林生態系評価の実施方法等について検討を行った。○ 県外対策（山梨県）の評価手法について県に意見を述べた。

年度	取組成果等
24	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度事業実績を対象に特別対策事業の点検を行うとともに、第1期5か年の取組全体について総括する点検結果報告書原案を作成し、県民会議に提案した。県民会議は、これを取りまとめ、知事に提出した。 ○ 県が行う森林生態系効果把握手法等検討業務の実施状況や検討結果報告の各段階において、施策評価のあり方等の観点から県に意見を述べた。
25	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2期実行5か年計画初年度の平成24年度事業実績を対象に特別対策事業の点検を行い、点検結果報告書原案を作成し、県民会議に提案した。県民会議は、これを取りまとめ、知事に提出した。 ○ 第2期実行5か年計画の満了時を見据え、全体計画の前半10年間における施策の総合的な評価の進め方について検討し、施策の実施効果について「状態・機能、経済」の3つの視点による総合的な評価を行うとともに、平成27年7月に総合的な評価ワークショップを開催する方針を県民会議に提示した。
26	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施策の総合的な評価の取組として、評価報告書案の検討を行うとともに、総合的な評価プレワークショップに関する企画内容や運営に係る検討を県民フォーラムチームと合同で行い、平成27年3月に第24回県民フォーラムにより開催した。 ○ 平成25年度事業実績を対象に特別対策事業の点検を行い、点検結果報告書原案及び同概要版を作成し、県民会議に提案した。県民会議はこれを取りまとめ、知事に提出した。
27	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施策の前半10年間の総合的な評価（中間評価）の取組として、平成27年7月に総合的な評価のワークショップを開催した上で、「総合的な評価（中間評価）報告書」の原案を取りまとめ、県民会議に提案した。県民会議はこれを取りまとめ、知事に提出した。 ○ 上記の総合的な評価の結果に基づき、次期計画の方向性について意見を取りまとめた「次期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画に関する意見書」の原案を作成し、県民会議に提案した。県民会議はこれを取りまとめ、知事に提出した。 ○ 平成26年度事業実績を対象に特別対策事業の点検を行い、点検結果報告書原案及び同概要版を作成し、県民会議に提案した。県民会議はこれを取りまとめ、知事に提出した。
28	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年度事業実績を対象に特別対策事業の点検を行い、点検結果報告書原案を作成し、県民会議に提案した。県民会議は、これを取りまとめ、知事に提出した。 ○ 公募委員が主体となり実施した事業モニターに際して、事業現場において専門的見地から説明等を行った。

(2) 課 題

① 最終的な総合評価を見据えた評価・モニタリング調査の点検・見直しについて

これまで施策前半10年の各種のモニタリングにより、事業毎の質的指標（1次的アウトカム）はもとより、各事業の統合的指標（2次的アウトカム）に関するデータや新たな知見が徐々に蓄積しつつある。

こうしたこれまでの成果を基にモニタリング調査の手法や内容の点検を行い、施策全体の最終的な総合評価を見据えて、今後の評価やモニタリング調査の方向性を検討し、必要な見直し等を行う必要がある。

② 第3期・平成29年度実績版に向けた点検結果報告書の構成の見直しについて

現行の報告書は、事業の概要から始まり、事業実施状況（実績）、点検についてもモニタリング調査やモニターによる点検の状況、県民会議委員の意見、県民フォーラムにおける意見まで、写真やグラフなども多用して説明しており、また、実行5か年計画期間を通じて累積的に内容を掲載していくこととしたため、非常にボリュームが大きくなっている。

このため、様々な情報がこれ1冊で分かる反面、かえって一般の方が手に取りづらかったり、報告書のメインテーマである点検評価の結論がどこにあるのか分かりづらいといったデメリットも出てきている。

今後、施策の後半を迎え、施策の総合評価を進めるとともに、それを分かりやすく県民に伝えることがますます重要になってくることを踏まえて、報告書の構成の見直しを検討する必要がある。

③ 委員会の進め方の見直しについて

施策も後半を迎え、点検評価もより高度な議論が必要となってくることから、貴重な会議時間を有効に活用するため、委員会の進め方の見直しを検討する必要がある。

3 市民事業専門委員会

(1) これまでの成果

市民事業専門委員会は、NPO等が行う事業を支援する仕組みの検討を所掌事項とし、学識経験者を中心に平成19年5月に設置された。

年度	取組成果等
19	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民事業支援制度の検討に当たっては、県内140団体のアンケート調査、10活動団体のヒアリング、県民会議委員の意見など129件の意見を元に検討し、平成19年12月、平成20年2月に県民会議に諮ったのち、報告書を知事に提出した。
20	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前年度の報告に基づき、県は市民事業支援補助金制度を創設した。平成20年度は32団体65事業の申請があり、専門委員会は選考会として、申請事業を審査し、20団体36事業の支援を決定し、知事に報告した。県は、この報告に基づき、補助金交付決定を平成20年7月に行った。 ○ また、補助金の運用を通じ、改善点や財政的支援以外の支援策について検討し、県民会議に諮ったのち、平成20年12月に知事に報告した。県は、この報告に基づき、平成21年1月から21年度事業を募集した結果、24団体46事業の申請があり、うち21団体40事業を採択した。 ○ 財政的支援以外の支援策については、事業報告会と情報交換会を行い、各団体の交流を促進するとともに、県ホームページに市民事業支援の情報提供コーナーの設置を要望し、県はこれを整備した。
21	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民事業支援制度の課題の検討や、市民事業交流会（中間報告会）を実施するとともに、市民事業支援補助金の愛称を「もり・みず市民事業支援補助金」に決定した。 ○ また、平成22年度事業について、30団体55事業の申請があり、うち23団体39事業を採択した。
22	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民事業等支援制度をより利用しやすく、さらに水源環境の保全・再生に資するものとするため、第2期実行5か年計画における制度のあり方について、NPO団体へのヒアリング・現地視察などを通じた制度評価を実施し、評価結果について報告書（中間報告案）として取りまとめた。 ○ また、平成23年度事業について、21団体31事業の申請があり、うち20団体28事業を採択した。
23	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年8月に市民事業支援制度にかかる報告書を知事に提出した。県はその報告書を基に、水源環境の保全・再生に係る市民活動の定着を目的とする「定着支援」と、団体のスキルアップや自立化を目的とする「高度化支援」の2つの支援部門を設定した「ステップアップ方式」の市民事業支援補助金制度への改定を行った。 ○ やどりき水源林にて、市民事業交流会（現地検討会）を開催し、チェーンソーを使用した森林整備研修及び水質調査研修を実施した。 ○ 平成24年度事業について、26団体44事業の申請があり、うち23団体35事業を採択した。

年度	取組成果等
24	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「定着支援」と「高度化支援」の2つの支援部門を設定した「ステップアップ方式」による、市民事業支援補助金を開始した。 ○ 新都市プラザにて、市民事業交流会（市民団体活動紹介展）を開催し、ポスター・活動写真・間伐材製品・水質調査結果等の展示、水質調査の実演などが行われた。 ○ 平成25年度事業について、26団体43事業の申請があり、うち23団体37事業を採択した。
25	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新都市プラザにて、市民事業交流会（市民団体活動紹介展）を開催し、団体活動内容紹介パネル・作品の展示、活動紹介チラシ、グッズの配布、水質調査の実演などが行われた。また、市民団体相互の意見交換会として、ワールド・カフェ（小グループによるオープンな話し合い）を、初めて実施した。 ○ 平成26年度事業について、26団体46事業の申請があり、うち23団体38事業を採択した。
26	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年5月に水環境モニタリングの追加募集を行い、2団体4事業の申請があり、うち1団体2事業を採択（1団体2事業は申請取下げ）した。 ○ 市民事業交流会として、前年に引き続き、新都市プラザにて市民団体活動紹介展を開催し、団体活動内容紹介パネル・作品の展示、活動紹介チラシ、グッズの配布、水質調査の実演などが行われた。併せて、市民団体相互の意見交換会として、ワールド・カフェを実施し、資金調達について意見交換を行った。 ○ 平成27年度事業について、28団体45事業の申請があり、うち28団体41事業を採択した。
27	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3期に向けた市民事業等支援制度のあり方や、翌年度の市民事業支援補助金に係る選考基準等の検討及び補助事業の選考を行った。 ○ 平成27年7月には、補助を受けている団体の補助期間終了を見据えた活動の自立化を促すため、市民事業交流会（ファンドレイジング*講座）を開催し、17団体・25人の参加があった。 ○ 平成28年度事業について、26団体43事業の申請があり、うち24団体38事業を採択した。 <p data-bbox="395 1720 1257 1751">* 民間非営利団体が、活動のための資金を個人、法人、政府などから集める行為の総称</p>

年度	取組成果等
28	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年度に行った市民事業等支援制度のあり方に関する検討結果を踏まえた様式の改正や、翌年度の市民事業支援補助金に係る選考基準等の検討及び補助事業の選考を行った。 ○ 平成28年9月には、補助対象団体の活動の実態を把握するため、市民事業現場訪問として、森林の保全・再生事業並びに河川・地下水の保全・再生事業を行う団体の活動状況を視察し、意見を聴取した。 ○ 平成28年11月には、市民事業交流会として、第33回水源環境保全・再生かながわ県民フォーラムの会場ロビーにおいて、市民団体活動展を開催し、フォーラム参加者に対して活動成果のアピールを行った。 ○ 平成29年度事業について、17団体26事業の申請があり、うち17団体26事業を採択した。

(2) 課題

① 今後の市民事業等支援制度

市民事業支援補助金は平成20年度に創設し、平成24年度から現在のステップアップ方式の補助制度に改正して、第3期実行5か年計画期間においても現行制度を継続することとしたところである。今後も水源環境保全・再生に係る県民主体の取組の推進を図るため、県と市町村との役割分担等を含めて検討する必要がある。

② 市民事業等支援制度の円滑な運用

9年間制度を運用してきた中で、チェーンソー・刈払機の補助台数や概算払の実施、補助団体の活動実態の把握など、更なる市民事業等支援制度の円滑な運用について検討を行う必要がある。

③ 新たな支援団体の開拓

これまで支援してきた市民団体の多くが、平成28年度から平成29年度にかけて補助期間満了を迎えることから、市民活動支援センターや図書館等公共施設へのチラシ配架を始めとして、環境の保全を図る活動を行う市民団体へのチラシの送付など、様々な手段を講じて支援団体の開拓にあたってきたところである。制度の存在はある程度浸透してきているものと思われるが、今後も引き続き、新たな支援団体の開拓に取り組む必要がある。

④ 財政面以外の支援について

市民事業交流会ではこれまで、市民団体活動展のほか、ワールド・カフェ方式による意見交換会や安全な活動のための講習会、ファンドレイジング講座の開催など、様々な企画を実施してきたところである。支援団体のスキルアップや補助期間終了による支援団体の入れ替わりを踏まえ、今後も、団体相互のネットワーク形成や活動の自立化等が図られるよう、支援策について検討する必要がある。

4 事業モニターチーム

事業モニターチームは、特別対策事業を県民の目線でモニターし、その結果を発信することを目的に、公募委員を中心に企画・実施するもので、平成19年度に設置を決定した。

平成20～23年度の実施にあたっては、森林の保全・再生事業を担当する森チームと、河川、地下水の保全・再生事業等を担当する水チームの2チームに編成したが、平成24年度より『2チーム制』は廃止している。

(1) 第1期～第3期県民会議における成果

平成20～25年度において、事業モニターを下記のとおり実施した。

平成20～23年度のモニター結果については、ニュースレター「しずくちゃん便り」により県民にお知らせするとともに、点検結果報告書の中に「事業モニター結果」として意見を掲載した。

平成24年度以降のモニター結果については、事業モニター報告書を取りまとめて県民会議に報告し、県ホームページに掲載するとともに、点検結果報告書の中に「事業モニター結果」として意見を掲載した。

【平成20年度】

	実施日	対象事業	実施場所
森 チ ー ム	H20. 5. 17(土)	地域水源林整備の支援	秦野市
	H20. 9. 10(水)	水源の森林づくり事業の推進	山北町
		間伐材の搬出促進	秦野市
	H20. 10. 30(木)	丹沢大山の保全・再生対策	清川村
H21. 2. 9(月)	溪畔林整備事業	清川村	
水 チ ー ム	H20. 5. 21(水)	河川・水路における自然浄化対策の推進	小田原市、開成町
	H20. 9. 5(金)	県内ダム集水域における公共下水道の整備促進	相模原市
		県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進	
	H20. 10. 28(火)	地下水保全対策の推進	座間市
河川・水路における自然浄化対策の推進		厚木市	
H21. 1. 18(日)	市民事業支援制度	山北町、大井町	

【平成21年度】

	実施日	対象事業	実施場所
森 チ ー ム	H21. 10. 16(金)	丹沢大山の保全・再生対策	丹沢山
	H21. 12. 21(月)	溪畔林整備事業	山北町
		地域水源林整備の支援	中井町
H22. 2. 10(水)	水源の森林づくりの推進	厚木市	
	間伐材の搬出促進	秦野市	
水 チ ー ム	H21. 9. 7(月)	県内ダム集水域における公共下水道の整備促進	相模原市
		県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進	
	H21. 12. 17(木)	河川・水路における自然浄化対策の推進	相模原市、厚木市
H22. 2. 8(月)	地下水保全対策の推進	秦野市	

【平成22年度】

	実施日	対象事業	実施場所
森 チ ー ム	H22. 9. 8(水)	水源の森林づくりの推進	秦野市
		丹沢大山の保全・再生対策	清川村
	H22. 10. 19(火)	地域水源林整備の支援	相模原市、清川村
水 チ ー ム	H22. 8. 6(金)	河川・水路における自然浄化対策の推進	小田原市、開成町
	H22. 9. 15(水)	地下水保全対策の推進	大井町、中井町

【平成23年度】

	実施日	対象事業	実施場所
森 チ ー ム	H23. 8. 8(月)	水源の森林づくり事業の推進	山北町
		間伐材の搬出促進	秦野市
	H23. 11. 9(水)	丹沢大山の保全・再生対策	清川村
溪畔林整備事業			
H23. 11. 30(水)	水源の森林づくり事業の推進 (かながわ森林塾の実施)	松田町	
	地域水源林整備の支援	箱根町	
水 チ ー ム	H23. 9. 12(月)	河川・水路における自然浄化対策の推進	相模原市
	H24. 2. 23(木)	河川・水路における自然浄化対策の推進	大井町、南足柄市

【平成24年度】

	実施日	対象事業	実施場所
H24. 11. 7(水)	水源の森林づくり事業の推進	山北町	
	溪畔林整備事業		
H24. 12. 6(木)	水源の森林づくり事業の推進	相模原市	
	地域水源林整備の支援		
H25. 2. 8(金)	河川・水路における自然浄化対策の推進	厚木市	
	地下水保全対策の推進	秦野市	

【平成25年度】

	実施日	対象事業	実施場所
H25. 8. 26(月)	水源の森林づくり事業の推進	秦野市、清川村	
	丹沢大山の保全・再生対策		
H25. 10. 17(木)	県内ダム集水域における公共下水道の整備促進	相模原市	
	県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進		
H25. 11. 29(金)	水源の森林づくりの推進	山北町	
H26. 1. 20(月)	相模川水系上流域対策の推進	山梨県大月市	

(2) 第4期県民会議における成果

平成26～28年度において、事業モニターを下記のとおり実施した。

モニター結果については平成25年度に引き続き、事業モニター報告書を取りまとめて県民会議に報告し、県ホームページに掲載するとともに、点検結果報告書の中に「事業モニター結果」として意見を掲載した。

平成28年度には、「事業モニターとチームの役割」を取りまとめて県民会議に報告し、現場でのモニター実施前に会議室で事業の概要説明を行うとともに、学識経験者からの助言を求めることとした。

【平成26年度】

実施日	対象事業	実施場所
H26. 10. 9(木)	丹沢大山の保全・再生対策 ※ 8月に予定していたが悪天候により中止し、10月に実施した。	東丹沢地区
H26. 10. 28(火)	水源の森林づくり事業の推進	南足柄市、山北町
H26. 11. 18(火)	相模川水系県外上流域対策の推進	山梨県上野原市、大月市
H26. 12. 15(月)	河川・水路における自然浄化対策	松田町
	県内ダム集水域における合併処理浄化槽整備	山北町

《参考》

平成26年4月から第4期委員による県民会議の運営がスタートしたことから、主に公募委員及び新規就任の委員を対象として、より実感を持って施策の内容や取組状況などについて理解や知識を深めていただくことを目的として、平成26年6月10日に現場説明会を実施した。

【平成27年度】

実施日	対象事業	実施場所
H27. 10. 21(水)	地下水保全対策の推進	箱根町
	河川・水路における自然浄化対策の推進	小田原市
H28. 2. 10(水)	水源の森林づくり事業の推進	秦野市
	間伐材の搬出促進	

【平成28年度】

実施日	対象事業	実施場所
H28. 8. 23(火)	溪畔林整備事業	山北町
H28. 10. 13(木)	県内ダム集水域における公共下水道の整備促進	相模原市
H28. 11. 16(水)	水源の森林づくり事業の推進	山北町

(3) 課 題

① 事業モニターの実施時期について

より効果的に事業モニターを実施し、できるだけ早く施策の展開に反映させていくため、今後も年度の早い時期に実施計画を取りまとめ、モニター対象事業に合わせた適切な時期に実施することが必要である。

なお、県においては、より実感を持って施策の内容や取組状況などについての理解や知識を深め、県民会議の円滑かつ効果的な運営に資するため、事業モニターとは別途、現場説明会を委員の任期の早い段階で実施していただきたい。

② 事業モニターの実施方法について

平成28年度から、現場でのモニター実施前に事業の概要説明や学識経験者の助言も得ながら、モニターを効果的に実施してきたところである。これまでの実施の結果を踏まえ、より効果的な事業モニターの実施のため、今後も実施方法の工夫に取り組む必要がある。

③ 事業モニターの評価方法について

より効果的な事業評価を行うため、平成24年度から評価シートを導入した。また、平成28年度には、今後の施策展開やモニター運営の参考とするため、自由意見を記載する様式を新設するなどの改善を行ったところである。このような改善を進めてきたところであるが、1つの項目に対して複数の評価点を付ける場合もあることなどから、より効果的な事業評価の方法について、さらに工夫する必要がある。

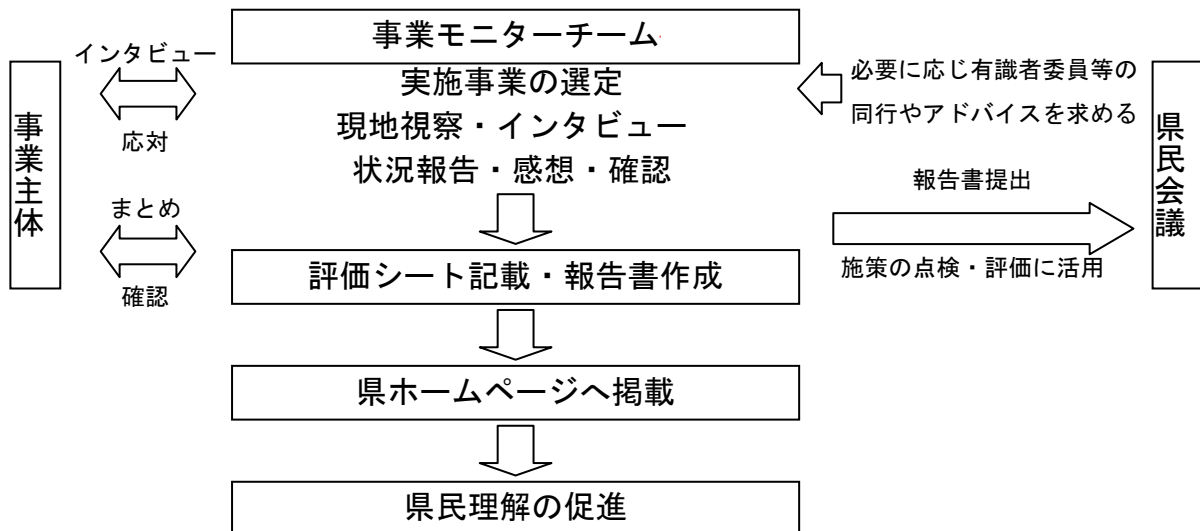
<参考資料>

- 事業モニターとチームの役割 (P14～21)

事業モニターとチームの役割

○ 事業モニターとは

事業モニターとは県民会議委員の現地調査による事業評価の方法である。モニターチームは、個々の事業の状況を県民目線でモニターし、その結果を発信することにより、県民理解の促進に資するものとする。



1 年間計画の策定

- (1) 事務局は事業モニターチームに対し、モニター実施箇所に関するアンケートを行い、結果を取りまとめる。
- (2) 事業モニターチームは検討会を開催し、アンケート結果を基に県民関心度や重要度、追跡調査の必要性、調査作業の難易、過去のモニター実施実績などを考慮し、事務局とも調整のうえ、事業モニター年間計画を年度当初に策定する。
- (3) 実施回数は、原則年3～4回とする。

2 事業モニターの担当者と実施体制

- (1) モニターチームはメンバーの互選によりチームリーダーを選出する。チームリーダーはモニターの計画と実施、県民会議座長への報告書提出についての全体の責任を持つとともに、必要に応じて現場説明者の参加を求めて確実な実施体制を事前に整える。
- (2) 検討会では、年間計画に沿って各回の報告責任者を選出する。モニターは公募委員を主体とするが、有識者委員、関係団体委員も積極的に関わるよう努める。
- (3) 事業モニター当日には、必要に応じて学識者（又は学識者の推薦する者）が同行し、効果的な事業モニターとなるよう、事務局は調整に努める。

3 事業モニターの実施手順と評価方法

- (1) 資料は3週間前までに送付する（事業の概要等の基本的な事項、地図、評価のポイント、過去の経緯など）。
- (2) 事業モニター当日には、現地調査付近での施設の会議室（又は停車したバス車内）において、事前説明を行う（事業の概要等の基本的な事項、評価のポイント、学識者の専門的な助言）。

- (3) 事業評価シート（様式2）及び事業モニターについて（様式2-2）を用意し、現地で記入する。
- (4) 現地調査後は、会議室等で出席者の意見交換を行う。
- (5) モニター出席者は後日、現地調査や意見交換の内容を基に事業評価シート（様式2）及び事業モニターについて（様式2-2）を作成し、報告責任者へ提出する。

〔モニター実施における留意点〕

- ア 事業モニターの対象は特別対策事業であること。ただし必要に応じて、関連する特別対策事業以外の現地調査を行うことができる。
- イ 市町村や事業者は説明の協力者であり、受検者ではないこと。
- ウ 事業モニターは監査や会計検査ではないこと。
- エ 現地調査に当たっては、危険を伴うこともあるため、現場での注意事項を順守すること。

4 事業モニター報告書の作成

- (1) 報告責任者は提出された事業評価シート（様式2）を整理して、事業モニター報告書（様式3）を作成する。
- (2) 報告責任者が作成した報告書については、モニター出席者の確認後、県民会議座長に提出する。

〔評価シート・報告書作成の際の留意点〕

- ア 事業モニターの評価対象は特別対策事業であること。
- イ 事業に対する感想や改善点の指摘など、施策の点検評価に活用できる建設的な意見を記載するよう努める。
- ウ 県民会議の活動として公表することを念頭に、次のような内容の記載は避けるよう留意する。
 - ・ モニターを行った特別対策事業とは無関係なもの
 - ・ 県以外の特定の個人・法人・団体に対する批判
 - ・ 憶測に基づくもの
 - ・ 周辺住民をはじめ、第三者が読んだ際に誤解を招く恐れのあるもの

5 県民会議への報告等

- (1) 県民会議座長は、事業モニター報告書の提出を受けたときは、次のことを行う。
 - ・ 県民会議において報告する。
 - ・ 報告内容が「点検結果報告書」「現地の事業実施」「PR活動」「次期計画」に反映されるよう、必要に応じ、専門委員会や作業チーム並びに事務局に検討を依頼・指示するとともに、県民会議において議論する。
 - ・ 上記の検討及び反映結果をとりまとめ、県民会議において報告する。
- (2) 県民会議座長は、事業モニター報告書で疑問が提起された項目や改善が示唆された項目について、県や県を通じて市町村に伝えて、必要に応じて回答を求める。

様式1	事業モニター年間計画表
様式2	事業評価シート
様式2-2	事業モニターについて
様式3	事業モニター報告書

(様式1)

平成 年度事業モニタ一年間計画表

No.	実施時期	評価対象(事業名)	選定理由	モニタ一箇所	報告責任者
1					
2					
3					
4					
5					

(様式2)

事業評価シート

課題 _____

年月日 平成 年 月 日

氏名 _____

1 共通項目

評価項目	評価、疑問提起、改善示唆	評価点 (1,2,3,4,5)
事業の ねらいは明確か		
実施方法は適切か		
効果は上がったか		
税金は有効に 使われたか		

2 個別項目 (例) 上流対応、水質処理、アオコ対策、シカ、ブナ

評価項目	評価、疑問提起、改善示唆など	評価点 (1,2,3,4,5)

5 非常によい

4 よい

3 ふつう

2 わるい

1 非常にわるい

3 総合評価

	評価点 (1,2,3,4,5)
--	--------------------

(様式2-2)

事業モニターについて

課題 _____

年月日 平成 年 月 日

氏名 _____

1 自由意見

2 実施実務のチェック

- ・資料は理解できたか (適、否)
- ・現地の状況は理解できたか (適、否)
- ・説明は理解できたか (適、否)

※ この様式に記載した内容は、モニターチーム及び事務局で共有し、今後の施策展開やモニターの運営の参考とします。

(様式3)

水源環境保全・再生かながわ県民会議 事業モニター報告書

事業名

報告責任者 ○○ ○○

実施年月日 平成23年 月 日

実施場所 ○○○市○○地区

評価メンバー ○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○

説明者 ○○○○

事業の概要

・ねらい

・内容

・実績

評価結果	評価点
共通項目	
ねらいは明確か	()
実施方法は適切か	()
効果は上がったか	()
税金は有効に使われたか	()
個別項目	
.....	()
.....	
総合評価	
.....	()
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	

<p>附属資料、説明資料、写真など</p>

5 県民フォーラムチーム

県民フォーラムチームは、水源環境の現状や保全・再生施策の状況を周知するとともに、県民意見を幅広く収集することを目的に、公募委員を中心に企画・実施するもので、平成19年度に設置を決定した。

(1) これまでの成果

平成19～28年度において、県民フォーラムを次のとおり実施した。

県民会議では、県民フォーラムで収集した県民意見を取りまとめ、知事に対し「県民フォーラム意見報告書」として提出し、県民意見の水源環境保全・再生施策への反映の検討について要望を行った。

また、平成24年度からは人が集まりやすい日時・場所で県民フォーラムを実施する『もり・みずカフェ』形式で開催するなど開催方法についても改善を図り、水源環境保全・再生施策の県民周知に大きな効果を発揮した。加えて、平成27年度以降は、もり・みずカフェを単独開催ではなく、他団体が主催するイベントに出展し開催するなど新たな手法も取り入れ、県民周知を図った。

回	開催地域 (開催地)	開催日	テーマ	参加 者数	意見 数
1	県西 (山北町)	H19. 10. 23(火)	県西地域から見た水源環境について、皆さんと一緒に考えてみませんか?	250名	77件
2	県北 (相模原市)	H20. 1. 17(木)	水源を多く抱える県北地域で、水源の現状やそこでの市民活動、さらには水源の将来について考えます。	182名	54件
3	県央・湘南 (秦野市)	H20. 3. 23(日)	水源保全地域と都市地域の両方を抱える県央・湘南地域で、水源環境を県民の手で保全・再生していくためにはどうしたらよいかについて考えます。	110名	38件
4	横須賀・三浦 (横須賀市)	H20. 5. 16(金)	水源地域の現状を知っていただくとともに、水で結ばれた都市地域と水源地域の上下流連携について、皆様と一緒に考えます。	74名	17件
5	横浜・川崎 (横浜市)	H20. 7. 31(木)	横浜・川崎地域の皆様は水源の状況を知っていただくとともに、平成19年度の事業実績を報告し、今後の施策のあり方について、参加者の皆様と一緒に考えます。	91名	29件
6	(総括) (相模原市)	H21. 2. 11(水)	水源・森林再生の第2ステージに向けて ～全国の経験から学び、全国に発信する～	326名	88件
7	横浜・川崎 (横浜市)	H22. 1. 26(火)	これからの水源環境への取組を考える ～市民グループ・企業の立場から～	205名	55件
8	湘南・県央 (藤沢市)	H22. 2. 27(土)	県民の大切な水、その水源の森をいかに守るか ～荒廃する水源林の現状と再生へのチャレンジ～	131名	71件
9	県西 (小田原市)	H22. 7. 29(木)	酒匂川流域から見た水源環境保全・再生について	105名	40件
10	山梨県 (大月市)	H22. 9. 4(土)	桂川の水が神奈川県民の飲み水であることをご存知ですか? ～桂川・相模川流域の環境保全に向けて、今、何が求められているかを考える～	142名	34件
11	川崎・横浜 (川崎市)	H22. 10. 24(日)	私たちの水はどこから来ているのか	102名	19件
12	湘南・県央 (伊勢原市)	H23. 2. 6(日)	森林とシカの一体管理 (野生動物との共存)	122名	34件

回	開催地域 (開催地)	開催日	テーマ	参加 者数	意見数
13	(総括) (横浜市)	H23. 8. 27(土)	いのち輝く水を次世代に引き継ぐために	361名	119件
14	相模原 (相模原市)	H24. 3. 4(日)	相模湖・津久井湖の水源地環境を考えよう！ ～県域を越えた森林整備・アオコ問題への取組～	123名	52件
15	横浜・川崎 (横浜市)	H24. 10. 23(火)	(もり・みずカフェ)	※620名	15件
16	相模原 (相模原市)	H24. 11. 24(土)	川の声を聞こうよ 桂川～相模川 ー絶滅危惧種 カワラノギクの保全ー ー山梨・神奈川両県が共同して行う 水源地環境の保全・再生ー	268名	34件
17	横浜・川崎 (横浜市)	H25. 3. 16(土)	(もり・みずカフェ)	※1,172名	129件
18	県西地域 (小田原市)	H25. 5. 25(土)	(もり・みずカフェ)	※375名	68件
19	横浜・川崎 (横浜市)	H25. 8. 9(金) 8. 10(土)	(もり・みずカフェ)	※261名	97件
20	相模原 (相模原市)	H25. 11. 9(土)	森と水を考える集い スポーツフィッシャーマンよ、川の番人であれ！	64名	30件
21	横浜・川崎 (横浜市)	H26. 2. 22(土)	(もり・みずカフェ)	※524名	109件
22	県西 (小田原市)	H26. 8. 2(土)	(もり・みずカフェ)	※316名	38件
23	横浜・川崎 (川崎市)	H26. 11. 9(日)	(もり・みずカフェ)	※463名	80件
24	横浜・川崎 (横浜市)	H27. 3. 22(日)	みんなで支えるかながわの森と水 ～水源地環境保全税による取組みの検証～	155名	30件
25	横浜・川崎 (横浜市)	H27. 7. 26(日)	水源地環境保全税による取組みのこれまでとこれから	141名	31件
26	県央 (厚木市)	H27. 10. 12(月)	おしえて・話して！かながわの森と水	78名	8件
27	湘南 (藤沢市)	H28. 1. 16(土)	おしえて・話して！かながわの森と水in藤沢	93名	15件
28	県西 (南足柄市)	H28. 3. 12(土)	(もり・みずカフェ)	※184名	24件
29	横浜・川崎 (横浜市)	H28. 4. 29(金)	(もり・みずカフェ)	※182名	20件
30	県西 (小田原市)	H28. 5. 22(日)	(もり・みずカフェ)	※162名	35件
31	相模原 (相模原市)	H28. 8. 28(日)	おしえて・話して！かながわの森と水in相模大野	70名	12件
32	横浜・川崎 (横浜市)	H28. 9. 3(土) 9. 4(日)	(もり・みずカフェ)	※784名	69件
33	横浜・川崎 (横浜市)	H28. 11. 5(土)	ともに築く水源地環境～かながわ910万人の挑戦～	356名	33件
34	県西 (南足柄市)	H29. 3. 11(土)	(もり・みずカフェ)	※97名	19件

※アンケート(クイズ)回答者数を示す

(2) 県民フォーラム意見報告書提出状況

第1回～第3回分 平成20年5月15日
第4回、第5回分 平成20年12月18日
第6回分 平成21年3月27日
第7回、第8回分 平成22年5月31日
第9回～第12回分 平成23年5月30日
第14回分 平成24年5月30日
第15回～第17回分 平成25年8月20日
第18回～第21回分 平成27年3月20日
第22回～第27回分 平成28年2月3日
第28回～第32回分、第34回分 平成29年3月28日

(第13回、第33回は県・県民会議の共催であったため、意見報告書の提出は行っていない。)

(3) 県民フォーラム意見報告書への回答状況

県に報告した県民フォーラムの意見については、それぞれ後日、県から回答され、その結果は県のホームページで公開されている。

第1回～第3回分 平成20年9月11日
第4回、第5回分 平成21年3月27日
第6回分 平成21年8月3日
第7回、第8回分 平成22年8月12日
第9回～第12回分 平成23年8月1日
第14回分 平成24年8月1日
第15回～第17回分 平成25年11月12日
第22回～第27回分 平成28年3月29日

(第18回～第21回分、第28回～第32回分、第34回分は県からの回答を求める意見がなかったため、意見報告書の提出のみの対応で、県から意見報告書に対する回答は受けていない。なお、フォーラムで収集した県民フォーラム意見についてはホームページで公開されている。)

(4) 課 題

① 県民フォーラムの開催方法について

平成24年度から、シンポジウム形式だけではなく、もり・みずカフェ形式を導入したことにより、従前と比べて、一度により多くの方へ、また、若年層の方にも水源環境保全・再生施策等の周知を図ることが出来た。

引き続き、効率的な県民意見の集約や的確な情報発信を実現するためにも、もり・みずカフェ形式では、他団体との共同企画での開催を推進していく必要がある。（他団体のイベントへ参加する方は、より意識の高い情報拡散力のある県民と考えられ、結果として波及効果もあるものと推量される。）

なお、県民フォーラムの開催にあたっては、フォーラムのねらいを明確にし、それぞれの特徴を活かした形式にて企画内容を検討の上、実施していく必要がある。

《特徴》

もり・みずカフェ形式・・・一度に多数の方へ施策の周知が可能。

シンポジウム形式・・・基調講演や施策の紹介等を実施することで、フォーラム参加者から具体的な意見が収集できる。

② 県民フォーラム（シンポジウム形式）の参加者層について

シンポジウム形式の県民フォーラムで回収したアンケート結果を見ると、参加者の多くは①50代以上、②男性である。今後は、若年層や女性の参加率を向上させる方策の検討も必要である。（若年層や女性が参加したくなるような企画内容の検討、登壇者の若返りや女性の登用、その他訴求方法等について工夫が必要。）

③ 認知度向上に向けた工夫・検討

水源環境保全税や水源環境保全・再生施策の認知度を向上させるため、今後も、マスメディアの活用、着ぐるみ「しずくちゃん」を活用した若年層への周知や集客力の向上、大規模集客施設での周知など、県民フォーラムのさらなる充実に向けた方策を工夫・検討する必要がある。また、引き続き、コミュニケーションチームとの連携を図りながら企画内容や運営面の充実、的確な情報発信に務めていく必要がある。

6 コミュニケーションチーム

(1) これまでの成果

コミュニケーションチームは、施策の実施状況・評価等について、分かりやすく県民へ情報を提供する手法などを検討するため、平成19年度に公募委員を中心に結成した。

【平成20年度】

- 県のホームページ「かながわの水源環境の保全・再生をめざして」の見直し

県民の目線でわかりにくいと感じた課題を中心に検証を行い、結果を県に報告した。

(報告事項)

① 情報へのアクセス関係

- ・「かながわの水源環境の保全・再生をめざして」へのアクセスについて
- ・関連事項とのリンク等について

② 情報内容関係

- ・特別対策事業について
- ・水源環境保全・再生かながわ県民会議関係について
- ・ニュースレター「しずくちゃん便り」のHP上での紹介について

- ニュースレターの発行（平成20年度～平成23年度）

事業モニターチームの現場見学の模様を中心に、県民の視点で感じた意見等を掲載し、県民に広報を行った。

号	発行日	タイトル
1	H20. 7. 18(金)	里山整備に注ぐパワーはすごい（地域水源林整備の支援）
2	H20. 7. 31(木)	メダカも喜ぶ河川整備（河川・水路における自然浄化対策の推進）
3	H20. 11. 4(火)	ダム集水域の流入水をきれいに （県内ダム集水域における公共下水道、合併処理浄化槽の整備促進）
4	H20. 11. 20(木)	活動しています！水源環境保全・再生かながわ県民会議
5	H20. 12. 5(金)	育林、整備、伐採、そして流通の現場を見る （水源の森林づくり事業の推進、間伐材の搬出促進）
6	H20. 12. 15(月)	地下水も郊外河川もきれいに （地下水保全対策の推進、河川・水路における自然浄化対策の推進）
7	H20. 12. 25(木)	水源環境の保全に取り組む市民活動を応援します！
8	H21. 1. 22(木)	丹沢大山の自然をよみがえらせ水源を守ろう （丹沢大山の保全・再生対策）
9	H21. 3. 3(火)	県民もがんばる水源環境保全・再生の取組み（市民事業支援制度）
10	H21. 3. 18(水)	溪畔林は森から川への恵みの移行ゾーン（溪畔林整備事業）
11	H21. 3. 27(金)	水源地・森林再生の第2ステージに向けて

【平成21年度】

号	発行日	タイトル
12	H21. 8. 3(月)	第2期水源環境保全・再生かながわ県民会議がスタートしました！
13	H21. 10. 20(火)	順調に進む県内ダム集水域の生活排水対策事業
14	H21. 12. 21(月)	県民の大切な水資源、丹沢大山の森林荒廃を防ぐ
15	H22. 2. 22(月)	各地で進む水源環境の保全・再生
16	H22. 3. 29(月)	「活力ある森づくり」と「安全でおいしい地下水の保全」

【平成22年度】

号	発行日	タイトル
17	H22. 9. 22(水)	生態系に配慮した整備・改修、直接浄化対策の用排水路
18	H22. 10. 29(金)	シカの管理と森林整備で水源地を守ろう！
19	H22. 11. 30(火)	おいしく安全な地下水を守るために
20	H23. 1. 17(月)	水源環境の保全・再生はみんなの力で！
21	H23. 3. 11(金)	地域の水源林を守る！

【平成23年度】

号	発行日	タイトル
22	H23. 7. 28(木)	水源環境保全・再生に取り組む現場を見学しました！
23	H23. 10. 28(金)	いのち輝く水を次世代に引き継ぐために -第13回水源環境保全・再生かながわ県民フォーラムを開催しました-
24	H24. 1. 26(木)	着実に進む水源環境保全・再生への取組 -平成23年4つの現場をモニターしました！-
25	H24. 3. 14(水)	水源環境保全税を活用した保全・再生への新たな取組 -第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画がスタートします-

【平成24年度】

- より県民に手にとってもらえる広報物を発行していく観点から、従来のニュースレターに代わるリーフレット「森は水のふるさと」を平成25年3月に発行し、県民フォーラムで配布した。
- リーフレットは、読者として小学校高学年以上とその保護者を想定し、家庭で使用されている水道水の源まで遡りながら、森と水の関係や森の働きなど基礎的な内容を分かりやすく説明する内容とした。

【平成25年度】

- 水源環境保全・再生施策の概要を説明した既存のパンフレット「かながわの水源環境の保全・再生をめざして」の内容を基本として、施策のねらいや取組内容、成果について、一般の方や小学生に親しみを持って理解してもらうためのリーフレット「支えよう！かながわの森と水」を発行した。

- 今後の広報資料作成の参考とするため、リーフレット「森は水のふるさと」のわかりやすさや情報量に関して、リーフレット「支えよう！かながわの森と水」のかながわの森と水の取組の理解度に関して、アンケートはがきを添付し、意見を収集することとした。

【平成26年度】

- 県のホームページについて、点検結果報告書や事業モニター実施結果などを簡単に閲覧できるようにするため、「かながわの水源環境の保全・再生をめざして」のトップページのレイアウトを検討した。（ホームページへの反映は平成27年度となった。）
- リーフレット読者アンケートで県民から寄せられた意見について整理・分析を行い、アンケートの設問内容の一部を修正のうえ、読者アンケートはがきの添付を継続し、意見を収集することとした。

【平成27年度】

- 第15回～第24回（平成24年度～平成26年度）県民フォーラム会場アンケート及びリーフレット読者アンケートで県民から寄せられた意見について、分類（森林整備、水源環境への負荷軽減、情報提供・啓発、市民活動支援、県外対策、その他）した。
- コミュニケーションチームとして、水源環境保全税を活用した県の取組みの今後の検討に当たって重要であると考えられる意見について整理した。

【平成28年度】

- コミュニケーションチームが編集したリーフレット「森は水のふるさと」及び「支えよう！かながわの森と水」のリニューアルについて検討を行い、「第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」の内容を反映させたリーフレットを平成28年12月に発行した。
- リーフレット等の配布先について検討を行い、配布先リストを取りまとめた。

(2) 課題

① リーフレットを活用した広報について

コミュニケーションチームが編集したリーフレット「森は水のふるさと」及び「支えよう！かながわの森と水」は、県民フォーラムをはじめとするイベントや公募委員により一部の小学校等において活用が図られてきた。今後は、リニューアルしたリーフレットを様々な広報活動の場で活用していく必要がある。

② 県のホームページについて

水源環境保全・再生施策や県民会議の活動をホームページを活用して広報していくことは引き続き重要であるが、より県民の関心が湧き、議論を充実させていくうえでも、ホームページに掲載されている既存のコンテンツだけでなく、関係団体等のホームページとの連携を図る工夫など、県民にとって分かりやすい情報が提供されるよう、県に助言をしていく必要がある。

③ コミュニケーションチームの活動について

コミュニケーションチームの活動としては、リーフレット「森は水のふるさと」及び「支えよう！かながわの森と水」のリニューアルについて検討を行い、発行するなどの成果を上げたので、今後は、県が発行したものや施策の実施状況などを、広く県民に分かりやすく周知する活動に重点を置く必要がある。また、コミュニケーションチームの活動は、県民フォーラムチームと目的の多くを共有しており、これまで県民フォーラムやもり・みずカフェなどに協力して参加し、施策のPRやアンケート収集を行った。今後も両チームが連携した活動により、効果的な活動を展開していくため、合同での活動内容の検討や合同で活動する際の役割分担について検討する必要がある。

《付 録》

- 会議開催状況
- 各種要綱
- 県民会議の活動に関する所感

<水源環境保全・再生かながわ県民会議開催状況>

平成19年度		
第1回	H19. 5. 16	設置要綱等会議運営方針の決定、2つの専門委員会の設置
第2回	H19. 7. 31	2つの専門委員会と公募委員の関係整理、県民フォーラムの開催決定
第3回	H19. 11. 22	市民事業支援制度の中間報告書を承認、県民会議の全体像議論
	H19. 12. 4	「市民事業支援制度中間報告書」知事へ報告
第4回	H20. 2. 14	市民事業支援制度の最終報告書を承認、県民フォーラム意見取りまとめ、事業モニターチーム設置、ニュースレター発行決定
	H20. 2. 19	「市民事業支援制度最終報告書」知事へ報告
平成20年度		
	H20. 5. 15	「県民フォーラム意見報告書-19年度-」知事へ報告
第5回	H20. 5. 26	市民事業支援制度の開始、各委員会、チームの活動方針・状況
第6回	H20. 9. 11	県民フォーラム意見取りまとめ、次回フォーラム協議、県民フォーラム意見への県の回答
第7回	H20. 11. 27	点検表(仮称)検討状況報告、市民事業等報告書を承認、県HPに関する検証結果報告
	H20. 12. 18	「平成20年度市民事業等支援制度報告書」及び「県民フォーラム意見報告書-20年度-」知事へ報告
第8回	H21. 3. 27	本点検結果報告書、県民フォーラム意見への県の回答、県HP及び市民事業に関する県の対応状況
平成21年度		
第9回	H21. 5. 29	第2期座長等の選任、県民意見の集約・県民への情報提供
第10回	H21. 8. 3	各専門委員会の検討状況の報告、県の広報活動の取組など
—	H21. 10. 21	山梨県内桂川流域現地調査
第11回	H21. 11. 26	各専門委員会の検討状況の報告、次期実行5か年計画に関する意見の検討など
第12回	H22. 3. 8	各専門委員会の検討状況の報告、次期実行5か年計画に関する意見の検討など
平成22年度		
第13回	H22. 5. 31	次期実行5か年計画に関する意見書、第7回・第8回県民フォーラム意見報告書の承認など
第14回	H22. 8. 12	現行5か年計画の課題と対応方向の検討、各専門委員会の検討状況の報告など
第15回	H22. 11. 15	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供、県民会議の機能強化の検討
平成23年度		
第16回	H23. 5. 30	市民事業専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供、事業評価ワーキンググループの検討状況の報告、情報提供等ワーキンググループの設置
第17回	H23. 8. 1	「市民事業等支援制度報告書」知事へ報告、施策調査専門委員会の検討状況の報告、事業評価ワーキンググループ・情報提供等ワーキンググループの検討状況の中間報告など
第18回	H23. 11. 7	施策調査専門委員会の検討状況の報告、事業評価ワーキンググループ・情報提供等ワーキンググループの検討状況の最終報告など
第19回	H24. 3. 26	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供、第3期県民会議への引継事項など

平成24年度		
第20回	H24. 5. 30	第3期座長等の選任、第2期県民会議からの引継事項、平成24年度活動スケジュールなど
第21回	H24. 8. 3	各専門委員会の検討状況の報告、平成24年度作業チームの活動方向など
第22回	H24. 11. 14	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供など
第23回	H25. 3. 25	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供、「点検結果報告書」の提出など
平成25年度		
第24回	H25. 5. 28	市民事業支援補助金の平成24年度実績、25年度交付決定状況、県民意見の集約・県民への情報提供など
第25回	H25. 8. 29	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供など
第26回	H25. 11. 22	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供など
第27回	H26. 3. 27	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供、「点検結果報告書」の提出、第4期県民会議への引継事項など
平成26年度		
第28回	H26. 5. 30	第4期座長等の選任、第3期県民会議からの引継事項、平成26年度活動スケジュールなど
第29回	H26. 8. 27	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供など
第30回	H26. 11. 27	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供など
第31回	H26. 3. 20	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供、「点検結果報告書」の提出など
平成27年度		
第32回	H27. 5. 27	総合的な評価ワークショップについて、県民意見の集約・県民への情報提供など
第33回	H27. 8. 31	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供、次期「実行5か年計画」に関する意見書の承認など
第34回	H27. 11. 13	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供など
第35回	H28. 3. 29	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供、「点検結果報告書」の提出など
平成28年度		
第36回	H28. 5. 17	市民事業支援補助金の平成27年度実績、28年度交付決定状況、県民意見の集約・県民への情報提供など
第37回	H28. 11. 24	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供など
第38回	H29. 3. 29	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供、「点検結果報告書」の提出、第5期県民会議への引継事項など

<施策調査専門委員会開催状況>

平成19年度		
第1回	H19. 7. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の運営について ・平成19年度の検討事項及びスケジュールについて ・県民会議及び専門委員会の運営等について
第2回	H19. 9. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・実行5か年計画の各事業のねらい、目標、内容及び指標について ・水環境モニタリング調査について ・水源環境保全・再生に係る県民へのわかりやすい情報提供のあり方について（コミュニケーションチームの結成）
第3回	H19. 11. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・実行5か年計画の各事業のねらい、目標、内容及び指標について ・水環境モニタリング調査について（河川モニタリングを中心に）
平成20年度		
第4回	H20. 5. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・水環境モニタリングの平成20年度の調査計画について ・個別事業（1～9番）の平成19年度事業実績／平成20年度事業計画について ・GIS作成／画像作成の進捗状況について
第5回	H20. 8. 22	<ul style="list-style-type: none"> ・水源環境保全・再生事業の平成19年度実績（執行額）と平成20年度計画（予算額）について ・河川モニタリングについて（両生類の調査の追加） ・溪流地点の調査方法について ・GIS・画像の作成について ・データベースの整理方法について
第6回	H20. 11. 13	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流地点の調査方法について ・河川モニタリングについて ・森林モニタリング（人工林整備状況調査）について ・各事業の評価について
第7回	H21. 1. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・水源環境保全・再生施策点検表（仮称）について
平成21年度		
第8回	H21. 6. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長の選任等について ・水環境モニタリング調査（11番事業）の平成20年度実績、平成21年度計画について ・各個別事業（1～9番事業）の平成20年度実績、21年度計画について
第9回	H21. 7. 23	<ul style="list-style-type: none"> ・水環境モニタリング調査について ・各特別対策事業について（事業モニタリング調査を中心に）
第10回	H21. 11. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・点検結果報告書（仮称：平成20年度実績版）について ・次期実行5か年計画の検討スケジュール及び基本的考え方について ・溪流調査に関する文献調査について
第11回	H22. 1. 22	<ul style="list-style-type: none"> ・次期実行5か年計画の検討について
第12回	H22. 2. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・次期実行5か年計画の検討について

平成22年度		
第13回	H22. 4. 20	・次期実行5か年計画の検討について
第14回	H22. 8. 2	・森林モニタリング（対照流域法調査）の平成21年度調査結果、22年度調査計画 ・森林モニタリング（人工林現況調査）の平成21年度調査結果 ・河川モニタリング（動植物調査等）の平成21年度調査結果、22年度調査計画 ・特別対策事業の平成21年度実績、22年度計画 ・現行5か年計画の課題と対応方向について
第15回	H22. 10. 28	・特別対策事業の点検結果報告書（平成21年度実績版） ・第2期実行5か年計画(骨子案)
平成23年度		
第16回	H23. 7. 13	・森林モニタリング（対照流域法調査）の平成22年度調査結果、23年度調査計画 ・河川モニタリング（動植物調査等）の平成22年度調査結果、23年度調査計画 ・特別対策事業の平成22年度実績、23年度計画 ・第2期実行5か年計画(案)について
第17回	H23. 10. 28	・特別対策事業の点検結果報告書（平成22年度実績版）
第18回	H24. 1. 18	・特別対策事業の点検結果報告書（平成22年度実績版）の「総括」（案） ・第2期5か年計画における「森林生態系調査」
第19回	H24. 3. 21	・森林生態系評価について ・県外対策における事業評価について
平成24年度		
第20回	H24. 7. 31	・委員長の選任等について ・森林モニタリング、河川モニタリングの平成23年度調査結果、24年度調査計画について ・特別対策事業の平成23年度実績、24年度計画について ・森林生態系効果把握手法等検討業務について
第21回	H24. 11. 8	・特別対策事業の点検結果報告書（平成23年度実績版）（案） ・森林生態系効果把握手法等検討業務の実施状況について
第22回	H25. 1. 30	・特別対策事業の点検結果報告書（平成23年度実績版）の総括（案） ・森林生態系効果把握手法等検討業務の実施状況について
第23回	H25. 3. 22	・森林生態系効果把握手法等の検討について
平成25年度		
第24回	H25. 7. 25	・森林モニタリング、河川モニタリングの平成24年度調査結果、平成25年度調査計画について ・特別対策事業の平成24年度実績、25年度計画について
第25回	H25. 11. 22	・特別対策事業の点検結果報告書(平成24年度実績版)（案）について ・森林生態系効果把握調査について ・水源環境保全・再生施策の総合的な評価について
第26回	H26. 1. 29	・特別対策事業の点検結果報告書(平成24年度実績版)の総括（案） ・水源環境保全・再生施策における水環境の評価体系について
第27回	H26. 2. 17	・水源環境保全・再生施策の評価の枠組みや総合的な評価の取組について

平成26年度		
第28回	H26. 7. 9	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長の選任等について ・水源環境保全・再生施策の総合的な評価について
第29回	H26. 7. 31	<ul style="list-style-type: none"> ・森林モニタリング、河川モニタリングの平成25年度調査結果、平成26年度調査計画について ・特別対策事業の平成25年度実績、平成26年度計画について
第30回	H26. 11. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・特別対策事業の点検結果報告書(平成25年度実績版)(案)、概要版(案)について ・水源環境保全・再生施策の総合的な評価について ・報告事項 水源環境保全・再生施策の経済的手法による施策評価について
第31回	H27. 1. 23	<ul style="list-style-type: none"> ・特別対策事業の点検結果報告書(平成25年度実績版)の総括(案)、概要版(案)について ・水源環境保全・再生施策の総合的な評価について
第32回	H27. 2. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・水源環境保全・再生施策の総合的な評価について ・次期5か年計画に関する意見項目について
平成27年度		
第33回	H27. 5. 13	<ul style="list-style-type: none"> ・水源環境保全・再生施策の総合的な評価について ・次期5か年計画に関する意見項目について
第34回	H27. 7. 10	<ul style="list-style-type: none"> ・次期5か年計画に関する意見書素案について ・水源環境保全・再生施策の総合的な評価について
第35回	H27. 10. 29	<ul style="list-style-type: none"> ・特別対策事業の点検結果報告書(平成26年度実績版)(案)、概要版(案)について ・第3期5か年計画(骨子案)に関する意見について
第36回	H28. 1. 27	<ul style="list-style-type: none"> ・特別対策事業の点検結果報告書(平成26年度実績版)の総括(案)、概要版(案)について ・第3期5か年計画(素案)に関する意見について
平成28年度		
第37回	H28. 7. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・特別対策事業の平成27年度実績、平成28年度計画について ・森林モニタリング、河川モニタリングの平成27年度調査結果、平成28年度調査計画について
第38回	H28. 10. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・特別対策事業の点検結果報告書(平成27年度実績版)(案)、概要版(案)について
第39回	H29. 1. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・特別対策事業の点検結果報告書(平成27年度実績版)(案)、概要版(案)について ・第3期以降の評価スケジュールについて

<市民事業専門委員会開催状況>

平成19年度		
第1回	H19. 5. 21	・委員長及び副委員長の選任について ・市民事業等支援制度の検討課題及び検討に係る想定スケジュールについて
第2回	H19. 7. 11	・市民事業等支援制度の検討
第3回	H19. 8. 20	・市民事業等支援制度の検討
第4回	H19. 9. 19	・市民事業等支援制度の検討
第5回	H19. 10. 15	・市民事業等支援制度の検討
第6回	H20. 1. 25	・市民事業等支援制度に係る選考方法・選考基準等の検討
平成20年度		
第7回選考会 (1次選考)	H20. 6. 9	・平成20年度水源環境の保全・再生市民事業支援補助金一次選考会
第8回選考会 (2次選考) 兼報告会	H20. 6. 13	・平成20年度水源環境の保全・再生市民事業支援補助金二次選考会
第9回	H20. 8. 18	・平成21年度検討スケジュールについて ・財政的支援（補助制度）の課題及び財政面以外の支援等について
第10回	H20. 9. 25	・財政的支援（補助制度）の課題及び財政面以外の支援等について
第11回	H20. 10. 16	・財政的支援（補助制度）の課題及び財政面以外の支援等について
第12回選考会 (1次選考)	H21. 2. 26	・平成21年度水源環境の保全・再生市民事業支援補助金一次選考会
第13回選考会 (2次選考) 兼 報告会	H21. 3. 8	・平成21年度水源環境の保全・再生市民事業支援補助金二次選考会
平成21年度		
第14回	H21. 6. 11	・委員長の選任等について ・財政面以外の支援のための県ホームページについて ・市民事業支援補助金の愛称について ・交流会（中間報告会）の実施について
第15回	H21. 7. 29	・第2期活動方針について ・課題の検討について ・市民事業支援補助金の愛称について ・交流会（中間報告会）の実施について
第16回交流会 (中間報告会)	H21. 11. 6	—
第17回選考会 (1次選考)	H22. 2. 25	・平成22年度水源環境の保全・再生市民事業支援補助金一次選考会
第18回選考会 (2次選考) 兼 報告会	H22. 3. 6	・平成22年度水源環境の保全・再生市民事業支援補助金二次選考会

平成22年度		
第19回	H22. 4. 19	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度活動方針について ・評価の実施について（19、20年度補助効果の検証を通じた評価） ・制度のあり方の検討
第20回	H22. 5. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・市民事業等支援制度評価について
第21回	H22. 7. 12	<ul style="list-style-type: none"> ・市民事業等支援制度評価について
第22回 委員会	H22. 11. 7	<ul style="list-style-type: none"> ・市民事業等支援制度評価について
第22回交流会 (中間報告会)		—
第23回	H22. 12. 27	<ul style="list-style-type: none"> ・市民事業等支援制度のあり方と改善方向について
第24回	H23. 1. 27	<ul style="list-style-type: none"> ・市民事業等支援制度のあり方と改善方向について
第25回選考会 (1次選考)	H23. 2. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金一次選考会
第26回選考会 (2次選考) 兼報告会	H23. 3. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金二次選考会
第27回	H23. 3. 28	<ul style="list-style-type: none"> ・市民事業等支援制度のあり方と改善方向について
平成23年度		
第28回	H23. 7. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度市民事業等支援制度報告書（案）について ・市民事業交流会について
第29回 交流会	H23. 11. 27	<ul style="list-style-type: none"> ・現地検討会（やどりき水源林（足柄上郡松田町寄地内））
第30回	H23. 12. 12	<ul style="list-style-type: none"> ・水源環境保全・再生市民事業支援補助金 選考基準等について
第31回選考会 (1次選考)	H24. 2. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金一次選考会
第32回選考会 (2次選考) 兼報告会	H24. 3. 3	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金二次選考会
平成24年度		
第33回	H24. 7. 12	<ul style="list-style-type: none"> ・市民事業専門委員会の取り組み状況について ・市民事業交流会について
第34回 交流会	H24. 10. 23	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動紹介展(新都市プラザ)
第35回	H24. 12. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・水源環境保全・再生市民事業支援補助金 選考基準等について
第36回選考会 (1次選考)	H25. 2. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金一次選考会
第37回選考会 (2次選考)	H25. 3. 9	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金二次選考会

平成25年度		
第38回	H25. 7. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・市民事業専門委員会の取り組み状況について ・市民事業交流会について
第39回	H25. 9. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・市民事業専門委員会の取り組み状況について ・市民事業交流会について
第40回交流会	H25. 10. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動紹介展(新都市プラザ)
第41回	H25. 12. 12	<ul style="list-style-type: none"> ・水源環境保全・再生市民事業支援補助金 選考基準等について
第42回選考会 (1次選考)	H26. 2. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金一次選考会
第43回選考会 (2次選考)	H26. 3. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金二次選考会
平成26年度		
第44回	H26. 6. 23	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金(水環境のモニタリングの実施)選考会
第45回	H26. 8. 7	<ul style="list-style-type: none"> ・市民事業専門委員会の取り組み状況と今後の方針について ・市民事業交流会について ・市民事業専門委員会活動スケジュールについて
第46回	H26. 9. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・市民事業専門委員会の取り組み状況について ・市民事業交流会について
第47回交流会	H26. 10. 19	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動紹介展(新都市プラザ)
第48回	H26. 11. 26	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金対象事業の募集について ・平成27年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金 選考基準等について ・市民事業専門委員会の取り組み状況について
第49回選考会 (1次選考)	H27. 2. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金一次選考会
第50回選考会 (2次選考)	H27. 3. 7	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金二次選考会

平成27年度		
第51回	H27. 5. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・市民事業専門委員会の取り組み成果と課題に対する今後の方針について ・市民事業専門委員会活動スケジュールについて ・市民事業交流会について ・平成27年度市民事業支援補助金交付決定状況について
第52回交流会	H27. 7. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ファンドレイジング講座(TKPガーデンシティPREMIUM横浜ランドマークタワー)
第53回	H27. 9. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度市民事業支援補助金実績について ・市民事業交流会について ・平成28年度市民事業支援補助金対象事業の募集について ・次期実行5か年計画開始に向けた制度の検討について
第54回	H27. 11. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・次期実行5か年計画開始に向けた制度の検討について
第55回選考会 (1次選考)	H28. 2. 18	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金一次選考会
第56回選考会 (2次選考)	H28. 3. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金二次選考会
平成28年度		
第57回	H28. 7. 21	<ul style="list-style-type: none"> ・市民事業専門委員会の取り組み成果と課題に対する今後の方針について ・市民事業専門委員会活動スケジュールについて ・様式の改正について ・市民事業交流会について ・平成27年度市民事業支援補助金事業実績及び平成28年度交付決定状況について
第58回	H28. 9. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度市民事業支援補助金対象事業の募集について ・市民事業現場訪問について ・補助期間終了団体の発表方法について
第59回	H28. 9. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・市民事業現場訪問(中津川仙台下クラブ、自遊クラブ)
第60回選考会 (1次選考)	H29. 2. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金一次選考会
第61回選考会 (2次選考)	H29. 3. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金二次選考会

水源環境保全・再生かながわ県民会議 設置要綱

(設置)

第1条 水源環境保全・再生の取組の推進について、広く県民の意見を反映させるため、水源環境保全・再生かながわ県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 県民会議は、次の事項について協議する。

- (1) 水源環境保全・再生施策の評価及び推進に関すること
- (2) 水源環境保全・再生施策の県民への情報提供に関すること
- (3) NPO等が行う水源環境保全・再生に係る事業に対する支援に関すること
- (4) その他水源環境保全・再生の取組に関すること

(委員)

第3条 県民会議の委員は、学識経験を有する者9名以内、関係団体から推薦された者5名以内及び公募により選任された者10名以内の合計24名以内とし、知事が委嘱する。

- 2 県民会議の委員の任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第4条 県民会議に、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、県民会議の委員の互選により選任し、副座長は県民会議の委員の中から座長が指名する。
- 3 座長は、会務を総理し、県民会議を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 県民会議は、座長が召集し、その議長となる。

- 2 県民会議は、県民会議の委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 県民会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(専門委員会等の設置)

第6条 県民会議に特定の課題について専門的な検討を行う専門委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

- 2 委員会に属すべき委員は、県民会議の委員の中から座長が指名する。
- 3 委員会に委員長、副委員長を置く。
- 4 委員長は、委員会の委員の互選により選任し、副委員長は委員会の委員の中から委員長が指名する。
- 5 委員長は、委員会務を掌理し、委員会の経過及び結果を県民会議に報告する。

- 6 委員会において必要があると認めるときは、知事は、県民会議の委員以外の者を委員会の委員として委嘱することができる。
- 7 県民会議に県民意見の集約、県民への情報提供など目的別に部会を置くことができる。

(委員でない者の出席)

第7条 県民会議及び委員会において必要があると認めるときは、その会議に、専門的事項に関し学識経験のある者、県職員その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができるほか、資料の提供を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 県民会議は、原則として公開とし、公開の方法等については、別に定める。

- 2 会議の開催予定、議事録等については、ホームページに掲載するなど広く情報提供するものとする。

(庶務)

第9条 県民会議の庶務は、環境農政局緑政部水源環境保全課において処理する。

- 2 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関し、必要な事項は、座長が別に定める

附則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

水源環境保全・再生かながわ県民会議 施策調査専門委員会 設置要綱

(設置)

第1条 水源環境保全・再生かながわ県民会議（以下「県民会議」という。）設置要綱第6条第1項に基づき施策調査専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 施策の進捗や効果を把握するための指標・方法等に関すること
- (2) 施策の点検・評価に関すること
- (3) 施策の実施状況・評価等に関する県民への情報提供に関すること

(委員)

第3条 専門委員会の委員は、県民会議設置要綱第6条第2項から第6項の規定による。

(会議)

第4条 専門委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

(会議の公開)

第5条 専門委員会は、原則として公開とし、公開の方法等は県民会議の扱いを準用する。

(庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、環境農政局緑政部水源環境保全課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この要綱は、平成19年5月16日から施行する。

附則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

水源環境保全・再生かながわ県民会議 市民事業専門委員会 設置要綱

(設置)

第1条 水源環境保全・再生かながわ県民会議（以下「県民会議」という。）設置要綱第6条第1項に基づき市民事業専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門委員会は、次の事項について検討する。

- (1) NPO等が行う事業を支援する仕組みに関すること
- (2) 対象事業の審査に関すること

(委員)

第3条 専門委員会の委員は、県民会議設置要綱第6条第2項から第6項の規定による。

(会議)

第4条 専門委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

(会議の公開)

第5条 専門委員会は、原則として公開とし、公開の方法等は県民会議の扱いを準用する。

(庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、環境農政局緑政部水源環境保全課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この要綱は、平成19年5月16日から施行する。

附則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年5月29日から施行する。

附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

水源環境保全・再生かながわ県民会議四者協議会設置要綱

(設置)

第1条 水源環境保全・再生かながわ県民会議（以下「県民会議」という。）設置要綱第9条第2項に基づき、水源環境保全・再生かながわ県民会議四者協議会（以下「四者協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 四者協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 県民会議の議題に関する事
- (2) 県民会議への提出資料に関する事
- (3) その他必要な事項に関する事

(組織)

第3条 四者協議会は、県民会議座長、副座長、施策調査専門委員会委員長、市民事業専門委員会委員長をもって構成する。

(会議)

第4条 四者協議会は、座長が召集し、その議長となる。

2 座長は、必要に応じて、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 四者協議会の庶務は、環境農政局緑政部水源環境保全課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、四者協議会の運営に関し、必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

県民会議の活動に関する所感

田中	充	座長
浅枝	隆	委員
金森	巖	委員
北村	多津一	委員
坂井	マスミ	委員
佐藤	恭平	委員
中門	吉松	委員
増田	清美	委員
森本	正信	委員
吉村	千洋	委員

(※ 有志の委員による)

(座長 田中 充)

第1期より県民会議委員を務めてきましたが、今回を機に退任させていただくことになりました。第1回県民会議が横浜駅近くの県民センター2階大会議室で開催されたのは10年前の2007年5月でした。新しい税制のもとで新たな枠組みの森林・水源環境保全施策が始まることを受けて、県民の一代表として委員に就任したことの責任感と緊張感が大きく、新たな施策への期待感に満ちあふれていたことを記憶しています。

第1期と第2期では施策調査専門委員会の責任者として、専門的・技術的な見地から事務局と知恵を絞りながら施策評価の枠組みを構築し、また点検評価報告書の作成などを行ってきました。第2期後半には、前半5年間に実施された様々な施策事業を総括するとともに、次期計画に引継ぎまた強化・新設すべき課題の検討を行い、次期計画への意見書を取りまとめたことを記憶しています。

第3期と第4期では県民会議全体の座長として、会議の進行等とともに、施策の総合的評価や経済的評価に際しての知見の集約、引継書の取りまとめ等にあたってきました。特に20年間の水源環境保全・再生施策大綱の前半10年の事業成果を総括する総合的評価とこれに基づく次期5か年計画の意見書の作成では、委員の皆さんの活発で建設的な意見を受けて、より進んだ内容が盛り込まれたことが印象に残ります。

振り返ると、県民会議の取り組みは、施策のPDCAに基づく評価と見直しの実施、県民に開かれたフォーラムと各種コミュニケーション、草の根の活動実践を支援する市民事業支援や現場事業を評価する事業モニターなど、活動の多彩さと展開力から、全国でも例をみない大変先進的な事業となっています。こうした活動により、水源環境保全施策はこの間着実に進展し、一定の実績を上げてきたと思います。これらは、委員の積極的な参加とともに、事務局の不断の取り組みによる賜物と考えています。改めて、委員の皆さんのご協力と事務局の努力に心から敬意を表し、感謝を申し上げます。

10年間の取り組みを経て、いくつか課題も見えてきました。これらは引継書に取りまとめたところですが、次の水源環境保全施策の10年に向けて、是正すべきは是正し、継続すべきは継続して、効果的な施策を実行力ある体制のもとで実施していただくことを願っています。10年後の2027年のかながわの森と水が、全国に誇れる姿になっていることを期待しています。

(委員名 浅枝 隆)

10年間の水源環境県民会議の委員を務め、ようやく卒業できることになりました。これまで神奈川県の水源地の状況、小河川の状況、いずれも注意してみてはなかったことから、当初、問題の背景すらわからず始めた感があります。10年を経過して、おぼろげながらわかってきたことを記して所感ということにします。

まず、神奈川県は丹沢山塊の斜面に広がっています。そのため、川は勾配が急ではあるものの、豊富な湧水に恵まれ、本来、河床の礫も豊富で伏流水も多く、良質で豊富な水の確保が容易な状況にあります。首都圏という視点で見れば、現状でも優等生であることには間違いありません。ただし、いくつか問題もあります。

まず、相模川、酒匂川においては過去に大量の砂利採取が行われ、ダムにより供給も断たれていることから、本来あるべき河床の礫がなくなっています。これが、河道内の自浄作用を妨げ、また礫河原や礫河床をなくす等、水質だけでなく、生態系にも大きな影響を及ぼしています。水と土砂は一体のものと考え、広い視点で水源環境の整備を行っていくことが重要です。

次に、相模川は水源の湧水が大量のリンを含んでいること、上流域に人口密集地域を抱えていることから、神奈川県のみでの努力だけでは水質改善が難しい状況にあります。上流の山梨県と手を携えて取り組む必要があります。

ただ、先にも記したように、地形の上からは極めて恵まれた状況にあります。現状の水に満足するのではなく、100年先を見越した水源対策、水の確保を行っていただければと思います。

(委員名 金森 徹)

2012年から5年間、第3期、第4期の委員を務めさせていただきました。

第3期終了時の所感と重なりますが、丹沢の自然は荒れています。局地的な豪雨が頻発するようになり、荒廃が加速している感があります。かながわ水源環境保全・再生実行計画の各施策は税収入があるうちにスピード感をもって前倒しで進めてもらいたい。

委員活動におけるモニタリングなどを通してわかったことは、県や自治体の職員は本当に良くやっているのでアピールも大切です。かつての健全な生態系と美しい丹沢を取り戻すために、市民と行政との協働は不可欠であって、その中心として県民会議はこれからも機能してもらいたいと思います。

任期が満了する今後は、神奈川県知事認定の森林インストラクターとしてこの県民会議で得た情報を多くの県民に伝えてゆきたいと思います。

県職員の皆様はじめ、委員の皆様にお世話になり、心から感謝いたします。ありがとうございました。

(委員名 北村 多津一)

水源環境保全・再生に係る公募委員として3年間にわたり、事業モニターチームでは県民の視点による事業検証を、県民フォーラムチームでは「県民フォーラム」や「もり・みずカフェ」を開催し、県民に対する情報提供、発信を行った経験はとても有意義であったと実感しております。

なお、事業評価の方法や県民に対する情報提供、発信のあり方については、改善すべき事項もあるかと思えます。

この点につきましては、次期委員の皆様には新しい視点で取り組んで頂くことを期待します。

水源環境保全・再生の取組を、広く県民の意見を反映しながら進めていく仕組みとして有識者・関係団体・公募委員で構成する「県民会議」は、他ではあまり見られない良い方式だと思います。

今後ともそれぞれの立場で忌憚のない意見を出し合っていただき、県民に対し「県民会議」の存在意義をより一層高めていただくようお願いいたします。

(委員名 坂井 マスミ)

1. 平成24年度から28年度までの5年間の任期を通じ、職務を最大限に果たすべく、委員の仕事を最優先し、現場の声を会議に届けるべく努力してきました。誰よりも広く情報を集め、誰よりも現場の意見を汲み取り、誰よりも共感をもってそれを県に伝えた自負があります。しかし結果を見ると、順応的管理と言いつながら、何一つ問題は解決できませんでした。今の私に達成感はありません。
2. 県の職員と委員の双方に、物事を進めて行く力量や資質が問われています。会議は、報告事項に終始して、順応的管理に必要な施策内容を見直す議論ができていませんでした。税金の使い方以前に、自分達の会議の生産性が厳しく問われなければなりません。県民の期待に応えるには、相当の勉強が必要です。
3. むしろ後退したのが託児の問題です。平成23年度まで務められた委員は、お子さん連れで会議に出席されていましたが、今期の委員は預け先を見つけられず、県からの助けも得られず、モニターや会議への参加を断念されました。若い委員の活動を保証する制度が必要です。県は育ボス宣言を実行すべきです。
4. 公募委員の意見が軽視されています。公募委員が10名いることはよいことですが、厳しい意見ほど敬遠されては、委員に使われる税金も無駄遣いになります。払ってくださる県民に感謝し、大切に使われているか、県と委員が共に厳しく検証しあうことは、全体の奉仕者として、委員としての責務です。
5. 水源環境保全税の誕生の前には、超過課税という税制を導入がありました。導入にあたり、どの分野がよいか、各行政分野から事業の案を出しあい、その中で県民にわかりやすいものとして「水源環境」という分野が選ばれました。だから事業の内容は、もっと大きな視点で議論され、見直されてよいはずですが。

また現実の問題として、水源地域の人も水源環境税を払っているのに、その地域に更に負担を強いているという公平性の問題もあります。どうか次期の委員には、その問題を整理し、積み残しがないようにお願いします。

(委員名 佐藤 恭平)

公募委員として水源環境保全・再生かながわ県民会議の種々の活動に参加して感銘したことは、県や自治体の職員の皆さんが非常に良い仕事をされていて、水源環境保全・再生事業が、ほとんど計画通りしっかりと実行されていることです。さらに、森林の保全・育成技術に関する調査研究に力をいれ、さまざまな技術やノウハウを蓄積されていることも頼もしく思いました。このような神奈川県の実績や取り組み姿勢は、県の内外にもっとアピールするべきと感じています。

事業管理サイクルであるPDCA（計画・実行・評価・改善）のうち、県民会議は、PDCAサイクルのCAの部分つまり事業の評価・改善（計画修正）という重要な部分について県を支援し、事業成功の一助となるべき役割と理解しています。残念ながら、小生は多忙のためあまり県民会議の活動に参加できないまま任期を迎えることになりました。次期の県民会議の委員の方には、最新の産業技術や他都道府県の動向にアンテナを張り、調査・勉強し、多面的で建設的な意見を発信していただけることを期待しています。

(委員名 中門 吉松)

公募委員として全ての作業チーム（事業モニター・県民フォーラム・コミュニケーションチーム）に参画することで、これまでは川環境を中心とした水との関わりが多かった私にとって、平成19年からの『水源環境保全税』導入による諸施策の効果が現れ始め、荒廃した森林が水源かん養林として良好な状態に再生が進んでいる現場を見ることで森づくりの重要性について再認識することができました。特に、学識経験者や有識者委員からのレクチャーを受けて活動できたことが、事業評価や県民視点で公聴・広報などを行う上で大いに役立ちました。今後の地域活動でも正しい情報発信をすることが可能になった感謝しています。

第2期5か年計画から『相模川水系上流域対策の推進』が新たな取り組みとして展開され、山梨県との協定による整備（森林整備・生活排水対策）が推進され実績を上げてきました。個人県民税としての超過課税については、県境を越えて運用するには制限があって然るべきだと理解しますが、水源かん養と県民が良質な水を安定的に確保するためには、施策に係る費用の多寡に関わらず流域全体として県境を越えた取り組みが重要と考えます。水循環をベースとした流域視点での交流機会を増やすことでコミュニケーションが深まり、更に効果ある施策展開に繋がっていくのではないかと思います。

最後に、作業チームの活動が円滑に進められるように懇切丁寧に運営して頂きました事務局の方々にお礼申し上げます。

(委員名 増田 清美)

かながわ水源環境保全・再生施策大綱の20年間の取組みの前半部分ともいえる10年間の終わる。第4期委員としての3年間は、次期にバトンタッチする役目も意識しつつ関わってきた。特に、市民事業専門委員会の取組みである「市民事業支援補助金補助事業」では、NPOや市民団体の方々がこの制度を活用して、森や川など神奈川の水源保全地域を守るための活動をしている。平成20年からの取組みで多くのNPOや市民団体が事業を行ってきたが、制度には時限があり自立することが補助事業の目的ともいえる。この3年間で自立する団体が増え、各団体が自立しても継続して事業を行っているか、関わってきた者として気になっている。

県民一人ひとりが「水源を守る」という意識を持ってほしいと思うが「水」への危機感や「山」の荒廃を目の当たりにしないと、「水源の大切さ」に思いが行かないというものではないか。一方で、NPOや市民団体の現場を訪れた時、立っただけでも汗が滲み出る中、河川や森林での作業を行い、熱心に説明してくれる方々の姿に希望を持ちつつ、この制度を多くのNPOや市民団体に活用してもらい裾野が広がることを次期へ期待したい。

(委員名 森本 正信)

最初に、この3年間に渡って、何とか公募委員として活動が出来ましたことに感謝いたします。私の役割分担としましては、事業モニターチームは別として、県民フォーラムチームのチームリーダーでした。チームメンバーの委員の方々・事務局の皆さんなど、本当にお世話になりました。ありがとうございました。

元々、普及・啓発の分野に関しては、私の属しているNPO法人かながわ森林インストラクターの会で、各種の経験もありましたので、スムーズに入っていました。また、委員の方々からも沢山のアイデアもいただけて、私も参考になりました。当面、現路線を踏襲・深化させ結果を出していけたらと思います。

私が公募委員に立候補したのは、前公募委員だった久保重明氏のアドバイスがあったからで、東京都在住という立場から採択は難しいかなと思っていました。結果、採択していただけたのは、私どものNPOの評価や、長年のボランティア経歴のようです。好きでやってきたところ、振り返ると20年を超えていました。

神奈川県通常委員会の公募委員は、1～2名が多いそうです。水源環境保全・再生かながわ県民会議は、何と10名の公募委員を擁しています。「県民参加」という考え方を大事にされている県として、注力している証左と言えましょう。私もこれに応える意味で、自己研鑽がより必要であったな・とも感じています。

(委員名 吉村 千洋)

事務局の各種対応や書類の準備には敬意を表します。各種会議や事業モニターなどを通して現場の様子や苦勞がよく伝わってきました。ありがとうございました。

一方で事務局が期待している役割を果たせたのかどうか分からず、歯痒い思いもあります。委員としては各委員会や会議で期待されることをもう少し明確した上で、議論に参加できればとより良かったのかもかもしれません。

世界に誇れる水源環境を保全したいですね。

